

社会福祉法人京都福祉サービス協会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第1種社会福祉事業

- ア 特別養護老人ホームの経営
- イ 軽費老人ホームの経営

(2) 第2種社会福祉事業

- ア 放課後児童健全育成事業の経営
- イ 養育支援訪問事業の経営
- ウ 地域子育て支援拠点事業の経営
- エ 児童厚生施設児童館の経営
- オ 老人居宅介護等事業の経営
- カ 老人デイサービス事業の経営
- キ 老人短期入所事業の経営
- ク 小規模多機能型居宅介護事業の経営
- ケ 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
- コ 老人デイサービスセンターの経営
- サ 老人介護支援センターの経営
- シ 障害福祉サービス事業の経営
- ス 特定相談支援事業の経営
- セ 地域生活支援事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人京都福祉サービス協会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を京都市中京区に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員10名以上11名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）を置き、評議員の選任及び解任は、委員会において行う。

2 委員会は、監事2名、事務局員1名、外部委員2名の合計5名の委員で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。この選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合は、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

4 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

5 委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、1人あたりの各年度の総額が6万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

2 評議員会に議長を置く。

3 議長は、その都度評議員の互選で定める。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事(補欠を含む。)、監事及び会計監査人(以下「理事等」という。)の選任又は解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 貸借対照表、収支計算書及び財産目録の承認

(5) 定款の変更

(6) 残余財産の処分

(7) 基本財産の処分

(8) 社会福祉充実計画の承認

(9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度の終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び評議員会に出席し選出された評議員2名は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上9名以内
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 この法人に会計監査人を置く。
- 4 第1項第1号で定めた員数を欠くこととなるときに備えて、補欠の理事を置くことができる。

(役員及び会計監査人の選任)

第16条 役員及び会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第19条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第20条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 役員は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。
- 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第21条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第22条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の全員の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第23条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会の決議を経て、理事長が選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ指名する理事が理事会を招集する。

(決議)

第27条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。

3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第37条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第30条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、京都市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、京都市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

- (3) 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を京都市長に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく京都市長に届け出るものとする。

(資産の管理)

第31条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第32条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会の承認を受けなければならない。また、これを変更する場合も、理事会の承認を受けるものとする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第34条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第35条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第36条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第37条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 地域支援事業を市町村から受託して実施する事業
- (3) 介護保険適用外老人居宅介護等事業

- (4) 介護職員養成研修等事業
- (5) 要介護認定・要支援認定調査事業
- (6) 訪問看護事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 解散

(解散)

第38条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第40条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、京都市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を京都市長に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、社会福祉法人京都福祉サービス協会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第42条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	太田 嘉繼
理 事	岡本 優
理 事	小谷 勝一
理 事	住谷 磬
理 事	西 祥太郎
理 事	柊 茂
監 事	有田徳五郎
監 事	山田 尋志

附 則

この定款は、平成5年7月22日から施行する。

附 則

この定款は、平成6年5月26日から施行する。

附 則

この定款は、平成8年5月8日から施行する。

附 則

この定款は、平成9年1月7日から施行する。

附 則

この定款は、平成9年10月29日から施行する。

附 則

この定款は、平成11年11月29日から施行する。

附 則

この定款は、平成12年3月15日から施行する。

附 則

この定款は、平成12年7月13日から施行する。

附 則

この定款は、平成13年6月19日から施行する。

附 則

この定款は、平成13年11月28日から施行する。

附 則

この定款は、平成14年4月11日から施行する。

附 則

この定款は、平成15年5月22日から施行する。

附 則

この定款は、平成15年6月24日から施行する。

平成15年6月24日付定款変更の認可により増員された役員及び評議員の任期については、第6条及び第17条の規定にかかわらず、平成15年8月10日から2年間とする。

附 則

この定款は、平成15年8月25日から施行する。

附 則

この定款は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成22年6月18日から施行する。

附 則

この定款は、平成22年7月14日から施行する。

附 則

この定款は、平成22年8月12日から施行する。

附 則

この定款は、平成22年9月30日から施行する。

附 則

この定款は、平成23年2月14日から施行する。

附 則

この定款は、平成23年7月12日から施行する。

附 則

この定款は、平成23年10月24日から施行する。

附 則

この定款は、平成24年1月1日から施行する。
 附 則
 この定款は、平成24年5月1日から施行する。
 附 則
 この定款は、平成24年7月18日から施行する。
 附 則
 この定款は、平成24年10月1日から施行する。
 附 則
 この定款は、平成25年1月15日から施行する。
 附 則
 この定款は、平成25年5月1日から施行する。
 附 則
 この定款は、平成27年4月1日から施行する。
 附 則
 この定款は、平成28年1月5日から施行する。
 附 則
 この定款は、平成28年1月29日から施行する。
 附 則
 この定款は、平成28年2月17日から施行する。
 附 則
 この定款は、平成28年4月1日から施行する。
 附 則
 この定款は、平成28年11月1日から施行する。
 附 則
 この定款は、平成29年4月1日から施行する。
 附 則
 この定款は、平成31年4月1日から施行する。
 附 則
 この定款は、令和元年12月3日から施行する。
 附 則
 この定款は、2020（令和2）年4月1日から施行する。
 附 則
 この定款は、2021（令和3）年2月8日から施行する。
 附 則
 この定款は、2021（令和3）年3月22日から施行する。
 附 則
 この定款は、2022（令和4）年4月7日から施行する。
 附 則
 この定款は、2025（令和7）年3月7日から施行する。

別表 基本財産（第29条第2項関係）

種別	所在地等
建物	(1) 京都市伏見区久我東町202番地6所在の鉄筋コンクリート造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板葺3階建て建物（ケアハウス久我の杜，久我の杜デイサービスセンター，久我の杜老人介護支援センター及び京都市久我の杜地域包括支援センター）一棟（延べ2，560.27平方メートル） (2) 京都市南区西九条菅田町4番地2所在の鉄筋コンクリート造ステンレス鋼板葺・陸屋根地下1階付4階建て建物（特別養護老人ホーム塔南の園，塔南の園デイサービスセンター，塔南の園老人介護支援センター及び塔南の園児童館併設）一棟（延べ3，560.6

	7平方メートル) (3) 京都市下京区西七条八幡町29番地及び京都市下京区西七条名倉町1番地1所在の鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付3階建て建物（特別養護老人ホーム西七条，西七条老人デイサービスセンター及び西七条老人介護支援センター）一棟（延べ2,900.17平方メートル） (4) 京都市北区紫野西野町15番地及び京都市北区紫野下若草町31番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付3階建て建物（特別養護老人ホーム紫野，紫野老人デイサービスセンター，紫野老人介護支援センター及び京都市紫野地域包括支援センター）一棟（延べ3,263.87平方メートル） (5) 京都市山科区御陵原西町42番地1及び42番地2所在の鉄筋コンクリート・鉄骨造かわら・合金メッキ鋼板ぶき2階建て建物一棟（延べ390.88平方メートル） (6) 京都市上京区小川通一条上る革堂町586番地4所在の鉄骨造合金メッキ鋼板・瓦葺3階建て建物一棟（延べ274.5平方メートル） (7) 京都市右京区山ノ内宮前町5番地10所在の木造かわら・合金メッキ鋼板ぶき2階建て建物一棟（延べ249.58平方メートル） (8) 京都市中京区西ノ京銅駝町37番地2所在の鉄骨造陸屋根4階建て建物一棟（延べ584.50平方メートルのうち434.26平方メートル） (9) 京都市西京区大枝北沓掛町一丁目21番94所在の鉄骨造陸屋根3階建建物一棟（延べ638.39平方メートル） (10) 京都市中京区壬生御所ノ内町39番地5所在の鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付3階建建物一棟（延べ972.6平方メートル）
土地	(1) 京都市山科区御陵原西町42番地1の土地（486.31平方メートル） (2) 京都市山科区御陵原西町42番地2の土地（486.92平方メートル） (3) 京都市上京区小川通一条上る革堂町586番地4の土地（167.43平方メートル） (4) 京都市右京区山ノ内宮前町5番地10の土地（496.93平方メートル） (5) 京都市右京区山ノ内宮前町5番地14の土地（34.34平方メートル） (6) 京都市中京区西ノ京銅駝町37番地2の土地（223.76平方メートルのうち166.25平方メートル） (7) 京都市西京区大枝北沓掛町一丁目21番94の土地（443.11平方メートル） (8) 京都市北区紫野西野町15の土地（1,005.76平方メートル） (9) 京都市北区紫野下若草町31の土地（499.88平方メートル） (10) 京都市南区西九条菅田町4番2の土地（1,803.63平方メートル） (11) 京都市下京区西七条八幡町29の土地（1,603.54平方メートル） (12) 京都市下京区西七条名倉町1番3の土地（28.73平方メートル） (13) 京都市中京区壬生御所ノ内町39番5の土地（485.93平方メートル）